

税



軽自動車の名義変更及び廃車の届出について

毎年3月は軽自動車税(種別割)申告等の関係から、軽自動車の名義変更、廃車の届出が集中し、窓口が大変混雑します。

このため、名義変更及び廃車の届出は**3月中旬頃までに済ませていただきます**ようお願いいたします。

新型コロナウイルス感染症拡大防止対策として、マスクの着用・手指のアルコール消毒・適切な距離を保ち3密の回避に努めていただきますようお願いください。

名義変更、廃車等の手続きについては、軽自動車検査協会のウェブサイトをからもご覧いただけます。

<https://www.keikenkyo.or.jp>

届出手続き等のお問い合わせは次の事務所・支所までお願いします。



問合せ
軽自動車検査協会(コールセンター)
愛知主管事務所

☎0500.3816.1770

豊橋支所

☎0500.3816.1771

三河支所

☎0500.3816.1772

小牧支所

☎0500.3816.1773

固定資産価格通知書の交付廃止について

市内不動産(土地・建物)にかかる所有権保存登記や所有権移転登記等の申請をされる際に、登録免許税算定のための無料で交付しておりました「固定資産価格通知書」の交付を原則廃止することになりました。

登記申請の際は、「固定資産価格通知書」の代わりに左記のいずれかの証明書等により評価額の確認が必要になります。

- ・固定資産税課税明細書
- ・名寄帳
- ・評価証明書

ただし、新年度価格決定日以降(4月1日)で、納税通知書発送(5月上旬)までの期間は従来どおり「固定資産価格通知書」を発行します。

詳しくは名古屋法務局津島支局(☎0567.26.2423)へお尋ねください。

問合せ 税務課

☎444.0509

FAX 445.3856

保険・年金



国民健康保険被保険者証の更新について

国民健康保険加入者の方が現在お持ちの被保険者証は、有効期限が3月31日(木)までです。4月1日(金)以降に使用していただく被保険者証は、3月上旬に住民票の住所に転送不要の簡易書留郵便で送付します。

被保険者証が届きましたら、記載事項に誤りがないかを確認し、注意事項をお読みください。記載事項に誤りがある場合や、3月31日(木)までに被保険者証が届かない場合は、保険医療課(甚目寺庁舎)へ連絡してください。

有効期限の切れた被保険者証は、使用できないよう破棄していただくか、保険医療課、七宝・美和市民サービスセンターへお返しいただきますようお願いいたします。

なお、納期限が到来した国民健康保険税に未納がある世帯には、この限りでない場合があります。

問合せ 保険医療課

☎444.3168

FAX 443.3555

年金生活者支援給付金の請求手続きについて

年金生活者支援給付金は、公的年金等の収入や所得額が一定基準以下の年金受給者の生活を支援するために、年金に上乗せして支給されるもので、受け取りには**請求書の提出が必要**です。

支給要件

- ①65歳以上かつ市町村民税非課税世帯の老齢基礎年金受給者のうち、前年の公的年金等の収入額¹※とその他所得額の合計が8万1,200円以下であること
- ②障害基礎年金、遺族基礎年金受給者のうち、前年所得¹※が「47.2万円²※」以下であること

¹※障害年金・遺族年金等の非課税収入は含まれません。

²※同一生計配偶者のうち70歳以上の者または老人扶養親族の場合は48万円、特定扶養親族または16歳以上19歳未満の扶養親族の場合は63万円となります。

令和3年4月1日時点で支給要件を満たしていた方

日本年金機構から未請求者に対して、ご案内が2月下旬から順次送られていきます。

請求月の翌月分から受け取ることができまので、未提出の方はお早めにご提出ください。

令和3年4月2日以降に、世帯の構成・前年所得等が変わって、支給要件を満たすようになった方

日本年金機構から請求手続きのご案内は送られませんが、基礎年金番号のわかるものを用意のうえ、ねんきんダイヤルにお問い合わせください。

問合せ

ねんきんダイヤル

☎0570・05・1165

中村年金事務所

☎453・7200

保険医療課

☎444・3168

FAX 443・3555

寄附



寄附のお礼

安達 玄覇様

あま市のために
現金100万円

ご厚意ありがとうございました。

問合せ 総務課

☎444・1711

FAX 441・8330

環境・衛生



ごみを減らしましょう

家庭から出るごみのうち、約半分を占めているのが「生ごみ」です。

家庭でできる活動として、使いきり・食べきり・水きりの3きり運動があります。

使いきり

余分な食材を買わない。
買い物に出かける前に冷蔵庫の中などを確認する。

食べきり

食べられる分だけ作る。
余った食材や料理はアレンジして、他の料理に作り変えるなどの

工夫をする。

水きり

ネットなどに入れて水分をきる。
生ごみは、約80%が水分です。水きりをする事で、ごみ出しが楽になり、ごみ袋も小さいもので済むため家計に優しくなります。

問合せ 環境衛生課

☎444・3132

FAX 443・3555

やめよう 生ごみの不法投棄

ごみを決められた処分方法に従わずに捨てる行為は「不法投棄」という、法律により禁止されている犯罪行為です。不法投棄は、まちの美観を損なうだけでなく、健康や生活にも被害をもたらす恐れがあります。地域の方の迷惑にもなるものです。絶対にしないでください。

問合せ 環境衛生課

☎444・3132

FAX 443・3555

微小プラスチックごみの汚染について

ビニール袋やペットボトルなどから生じる微小プラスチックごみ(マイクロプラスチック:直径5ミリメートル以下)が深刻な海洋汚染を引き起こしています。

まず、ポイ捨てや風でプラスチック製品が散乱します。次に、雨や風によって水路や川に流されて、やがて海へと流出していきます。プラスチックは、紫外線や摩擦などによって脆くなり壊れて小さくなります。しかし、いくら小さくなくても分解されなくなることはありません。最終的に、マイクロプラスチックとなったプラスチック製品を餌と勘違いした魚や海鳥が食べてしまいます。その魚を私たちが食べてしまう可能性もあるのです。

私たちが、まずできること

- ごみはポイ捨てせず、持ち帰る。
- ペットボトルや空き缶・空きビン は資源ごみとしてリサイクルする。
- そのほかのごみは市のルールに従い適切に処分する。
- 買い物に行くときは、「マイバッグ」を持参し、レジ袋をもらわない。
- 一人ひとりの行動で微小プラスチックごみの海洋汚染を防ぎましょう。

問合せ 環境衛生課

☎444・3132

FAX 443・3555

**家電リサイクル法対象製品(家電
特定4品目)の廃棄方法**

「家電リサイクル法」に基づき、以下の家電製品は小売業者等により収集され、製造業者等でリサイクルされることとなっています。市では収集を行っています。

対象品目 エアコン(室外機を含む)、

テレビ(ブラウン管、液晶、プラズマ)、冷蔵庫、冷凍庫、冷温庫、洗濯機、衣類乾燥機

引取窓口

・新しい製品に買い替える場合

新しい製品を購入する販売店にご相談ください。

・廃棄のみの場合

過去にその製品を購入した販売店にご相談ください。

・その他(過去にその製品を購入した販売店が不明等)の場合

最寄りの取り扱い販売店でも引き取ってもらえる場合がありますので、直接ご相談ください。

費用 消費者が負担する費用は、メーカーが再商品化するための「リサイクル料金」と、回収のための「収集運搬料金」です。

注意事項 業務用専用機器は対象外

です。家電リサイクル法では、家庭用として製造・販売されているも

巡回バスニュースについて

3月号の巡回バスニュースは休載させていただきます。次号に掲載しますので、ご了承ください。なお、市公式ウェブサイトには利用状況を掲載しています。

<https://www.city.ama.aichi.jp/kurashi/kotsu/koutuu/1002512.html>

問合せ先 企画政策課

☎444・1712 FAX444・0982



問合せ先 環境衛生課

☎444・3132

FAX443・3555

のだけが対象となります。業務用専用で製造され、一般家庭では使用されていない型式のものは含まれません。例えば、店舗・業務用エアコン、ビル空調システム、業務用冷凍冷蔵庫、コインランドリー用洗濯機、ドライクリーニング用機器などがあります。これらは、メーカーや設置業者などにご相談ください。

交通安全

ハンド・アップ運動

歩行者は、道路を横断するときには手をあげ、ドライバーに横断する意思を示しましょう。

ドライバーは、手をあげている歩行者を見かけたら、思いやりの気持ちを持って、横断者の手前で止まりましょう。

ドライバーには、目と目を合わせ、感謝の気持ちを伝えましょう。



問合せ先 安全安心課

☎444・0862

FAX441・8330

令和3年中 交通事故死者数	
地域	死者数
愛知県	117人
津島警察署管内	7人
あま市	3人

令和3年12月末現在
問合せ先 安全安心課
☎444・0862 FAX441・8330

交通事故の起こりやすい場所～守って安全・知って安心～Vol.68

名称 小切戸橋の西側
場所 七宝町鷹居1丁目、2丁目

この県道の歩道は、小切戸川より西側に住む児童の通学路のため、大勢の児童が列をなす。県道に接続する脇道が多く、登校時はここから自動車はひっきりなしに出てくる。下校時は、銀行駐車場に入りする自動車が、歩道を歩く児童の前を横切ることがあり、危険を感じるものがしばしば。自動車は左右確認をしているはずだが、県道の自動車の流れに気がいってしまつと歩道への注意がおろそかになる。急いで出ようと思つたときこそ、もう一度左右確認を。市公式ウェブサイト掲載ヒヤリハット・あーマップから抜粋



(危険と感じる場所や体験等の情報を募集しております)
問合せ先 安全安心課

☎444・0862

FAX441・8330

消防

令和4年春の火災予防運動

全国統一防火標語

「おうち時間 家族で点検

火の始末」

3月1日(火)から7日(月)までの7日間に春の火災予防運動が実施され、市内でも消防団による火災予防の啓発活動等を実施します。

火災に遭われた方は、まさか自分の家が火事になるとは思っていないなかつた方ばかりです。防火の重要性を自覚し、火災による死傷者や財産の損失を防ぎましょう。

問合せ 安全安心課

☎444・0862

FAX 441・8330



防犯

あま市月別窃盗犯発生状況(暫定値)

手口	令和3年12月中認知件数	前月比
侵入盗(空き巣など)	4件	+2件
乗物盗(自動車盗など)	3件	-8件
非侵入盗(車上ねらいなど)	8件	-2件
計	15件	-8件

問合せ 安全安心課
☎444・0862 FAX441・8330

その他

相続相談会のご案内

相続・遺言に関する面接相談会を実施します。

日時 3月5日(土)

午前10時～午後3時

場所 津島市文化会館 1階研修室

内容 土地や建物の相続、遺言などに関すること。(相続税に関する相談はお受けできません)

相談時間は30分です。

※相談希望の方は事前予約をお願いします。

主催 愛知県司法書士会熱田・海部支部

申込 要予約 問合せへ電話でお申し込みください。(受付時間は月曜日から金曜日の午前10時から午後4時まで。祝日を除きます)

その他 当日受付あり。ただし、事前予約の方を優先します。

問合せ 愛知県司法書士会

☎683・6686

愛知県警察官採用試験案内

愛知県警察では警察官の採用試験を実施します。ご希望の方はお申し込みください。

応募資格

警察官A 大学卒業程度

警察官B 高等学校卒業程度

受験申込は今回より電子申請のみで受け付けます。

採用時期、予定者数、受験資格、試験方法、受験申込の詳細は別途配布の受験案内か、愛知県警察ウェブサイトでご確認ください。

問合せ 津島警察署警務課

☎0567・24・0110

